

(続紙 1)

京都大学	博士 (農 学)	氏名	岸 岡 智 也
論文題目	野生動物被害のコ・マネジメントに向けた行政機関の役割に関する研究		
(論文内容の要旨)			
<p>野生動物による農作物被害額は年度によって多少異なるが、2012年度の被害金額は年間約230億円に達しており、特に高齢化の進んだ中山間地域では単に被害金額のみならず、生産者の営農意欲を減退させている点でも大きな地域問題となっている。被害防止対策に関しては、関係主体（行政諸機関や住民）の連携体制構築の重要性が指摘されてきた。しかしながら、野生動物被害対策および保護管理において、実際にこれらの関係主体をどのように連携させて、実施体制を構築するかという被害対策・保護管理のガバナンスに関しては十分に明らかになっていない。</p> <p>本論文は、様々な関係主体による分権的管理を捉える枠組みであるコ・マネジメント（Co-management：共同管理）の視点から野生動物被害対策・保護管理における各行政機関の能力および連携の特徴と課題を把握し、より効果的な野生動物被害対策・保護管理の体制構築のための方策を考究したものである。本論文は以下の7章から構成される。</p> <p>第1章では、研究の目的とその背景を述べている。野生動物被害対策・保護管理の現状、用語の定義、対象とする行政機関について解説している。また、野生動物被害対策と保護管理にかかわる法整備の経緯とこれまでの研究文献を整理し、被害対策・保護管理のガバナンスの視点から各行政機関の役割と連携についての研究が必要である点を指摘している。</p> <p>第2章では、本研究のキーワードであるコ・マネジメントの概念と枠組みを俯瞰している。野生動物被害対策・保護管理に関する問題解決のための取り組みをコ・マネジメントの枠組みで捉えることの意義を指摘するとともに、コ・マネジメントの視点から研究を進めるための前提となる諸概念を規定している。</p> <p>第3章では、広域自治体（府県）における部局間連携の実態を、近畿6府県へのヒアリング調査に基づいて明らかにしている。野生動物被害対策・保護管理に関わる農業部局、環境部局、林務部局はそれぞれ異なった関心や特徴を持っており、さらに、これら複数部局による法律の所管や掌握する業務内容などの役割分担は府県により異なっていることを明らかにした。広域自治体においてはこれら特徴の異なる複数部局が連携して対応することにより、被害防除と個体数管理という性格の異なる業務のバランスをとることの重要性を指摘している。一方、業務が複数の部局に分担されている場合には、部局間の調整不足が、特に基礎自治体（市町村）との連絡調整において課題となる可能性があることを明らかにしている。</p> <p>第4章では、野生動物被害対策に関わる各主体が参画する連絡調整組織に注目し、それが基礎自治体の対処能力を補完している状況と課題について検討した。調査対象地として滋賀県甲賀市を取り上げ、野生動物被害対策の体制を明らかにするとともに、連絡調整組織の機能を明らかにした。具体的には、基礎自治体を中心とした関係</p>			

主体間の連携の状況について、ヒアリング調査をもとに詳細に整理している。また、これらの関係主体間の連携を図るために広域自治体レベルおよび下位の地域レベルに設置された連絡調整組織の構成メンバーとその調整内容を整理している。これらの調整組織には、県本庁、出先機関から基礎自治体、狩猟関係者や集落住民など、地理的スケールの異なる様々な関係主体が参画していた。各関係主体や連絡調整組織は予算面、知識・技術面で基礎自治体の対処能力を補完していたが、人員面では不十分な点も存在することを指摘している。

第5章では、近畿地方全域の市町村の獣害対策担当者を対象としたアンケート調査により、対策に関わる予算、人員、知識、技術の各面で基礎自治体の対処能力の実態を横断的に明らかにし、あわせて、その課題も検討している。基礎自治体における野生動物被害対策の予算は、府県や国の財政支援もあり、一定程度確保できていたが、対策に関わる職員の数は不足しており、また、集落レベルでの対策指導に関わる知識や技術にも課題をもった市町村が多数存在することが明らかとなった。さらにこれらの対処能力の過不足は、第3章で明らかにした広域自治体における野生動物被害対策・保護管理の実施体制と関係があることを指摘し、広域自治体を中心とした各主体の連携体制の状況によって、基礎自治体の対処能力に対する補完が異なることを明らかにした。

第6章では、これまでの調査および分析の結果に基づいて、野生動物被害のコ・マネジメントにおける各行政機関の特徴や役割、またそれらの連携に関する課題を整理した。そして、今後、より効果的な野生動物被害のコ・マネジメントの構築に向けて必要となる方策と各主体に求められる取り組みについて具体的に提言している。

第7章では、本論文の研究成果について総括を行うとともに、残された課題を指摘している。

注) 論文内容の要旨と論文審査の結果の要旨は1頁を38字×36行で作成し、合わせて、3,000字を標準とすること。

論文内容の要旨を英語で記入する場合は、400～1,100 wordsで作成し
審査結果の要旨は日本語500～2,000字程度で作成すること。

(続紙 2)

(論文審査の結果の要旨)

近年、野生動物による農作物被害は深刻化しており、その被害防止は重要な政策課題の一つになっているが、他方、被害を与えている野生動物は「鳥獣保護」の視点から保護管理の対象にもなっている。このため、被害管理、個体数管理、生息地管理の3つの対策を総合的に組み合わせる必要がある、これらの被害防止対策をどのようなバランスで行うべきかが問題となっている。この問題には、地理的スケールの異なる様々な関係主体が関与しているだけでなく、行政組織の内部においても農政のみならず、林務、環境など、複数の部局が異なる観点から参画することになる。したがって、有効な対策を実施するためには、それら多数の関係機関・部局の役割分担と連絡調整の構造を分析した上で、改善すべき点を明らかにする必要がある。本論文は、様々な関係主体による分権的管理を包括的に捉える枠組みであるコ・マネジメントに注目し、その視点から野生動物被害対策・保護管理にアプローチし、現状における連携の実態と課題を明らかにした。

本論文の評価すべき点として、以下の3点が挙げられる。

1. 野生動物被害対策・保護管理の実施体制における、行政諸機関を中心とする主体間の複雑な関係性を、被害管理・個体数管理・生息地管理といった管理対象や地理的スケールの視点から詳細に調査し、各関係主体とそれらの連携関係からなる全体構造を明らかにした。
2. 関係主体の対処能力を、コ・マネジメントの視点から分析すること一つつまり予算、人員、知識、技術といった項目に細分化し、関係主体のそれぞれについて評価、整理を行うことで、広域自治体による支援体制、連絡調整組織、基礎自治体の対処能力における弱点を抽出し、指摘したことである。
3. 上述の知見を踏まえて、現行の野生動物被害対策・保護管理施策の実施体制における連携、対処能力の改善が必要な事項とそのために各主体に行うべき取り組みについて具体的な方策を提示した。

以上のように、本論文は、野生動物被害対策・保護管理における関係主体間の連携実態と課題をコ・マネジメントの枠組みによって明らかにするとともに、より効果的な実施体制構築のための具体的方策を提示した。更に、ここで適用されたコ・マネジメントの考え方は、獣害防止対策のみならず様々な行政施策においても、実施体制構築のためのアプローチとして有用であると推察されることから、これらの成果は農村計画学、野生動物保護管理学に寄与するところが大きい。

よって、本論文は博士(農学)の学位論文として価値あるものと認める。

なお、平成26年2月18日、論文並びにそれに関連した分野にわたり試問した結果、博士(農学)の学位を授与される学力が十分あるものと認めた。

また、本論文は、京都大学学位規程第14条第2項に該当するものと判断し、公表に際しては、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものとすることを認める。

注) 論文内容の要旨、審査の結果の要旨及び学位論文は、本学学術情報リポジトリに掲載し、公表とする。

ただし、特許申請、雑誌掲載等の関係により、要旨を学位授与後即日公表することに支障がある場合は、以下に公表可能とする日付を記入すること。

要旨公開可能日： 年 月 日以降(学位授与日から3ヶ月以内)